

第59回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成28年3月9日（水）15:10～15:38
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 それでは、お時間になりましたので、規制改革会議の議長会見を始めさせていただきます。

それでは、議長、よろしく願いいたします。

岡議長 お待たせしました。

それでは、本日開催されました第59回規制改革会議について御報告いたします。

本日は四つの議題で議論をいたしました。一つ目の議題は「地方における規制改革」、二つ目は「地方版規制改革会議」、三つ目が「規制改革ホットライン」、最後に「規制レビュー」でございます。

最初の「地方における規制改革」につきましては、ホットラインに寄せられた御意見等々に加え、事務局でもいろいろ調査をしましたところ、国が持っている規制以外にも、国が都道府県に許認可権等々をおろしているケースがたくさんあるわけでありまして、自治体の条例という形で自主的に規制を作っている事例が結構あることが分かりました。

本日の会議では、各自治体の規制に対して、国レベルあるいは規制改革会議として、どのように対応したら良いのかといったことを、お手元資料1-2にあるような具体的な事例を出して意見交換したわけでありまして。

私どもとしては、そういう自治体レベルの規制の実態把握と、ばらばらな場合には、そのばらばらな理由が正当化できるものかどうか。あるいはその差異が経済活動に影響しているかどうかといったところを中心にしっかりと取り組んでいきたいと思い、今日議論したわけでありまして。今日、各委員から出されたいろいろな意見も踏まえて、当会議としての意見を取りまとめていくことについて合意を見たわけでありまして。個々の規制につきましては、所管省庁の考え方もしっかりと聞いて進めていこうと考えております。

二つ目が「地方版規制改革会議」でございます。2月末時点で、650の自治体から回答をいただいております。そのうち、県レベルでは、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、徳島県。区市レベルでは、東京都中野区、群馬県前橋市、奈良県葛城市、町レベルでは山梨県富士川町、以上の9つの自治体から「是非地方版規制改革会議の設置を検討したい」という回答をいただきました。なお、徳島県におかれましては、4月中に「徳島版の規制改革会議」を設置する前提で、3月1日から県民の皆さんからの提案募集の窓口を設置されたというお話も伺っております。

これら9つの自治体は、それぞれの地方版総合戦略の実現に向けての阻害要因を取り除

くという視点から、会議を立ち上げていきたいということだと思いますが、阻害要因となっている規制が国レベルのものであれば、私ども規制改革会議に投げかけていただく。その規制が自治体レベルのものであれば、その自治体自ら改革をしていただく。このような形になるかと思えます。いずれにせよ、これらの自治体に対しては、より密接にコンタクトをして、我々規制改革会議として何かサポートすることがあればしていきたいと考えているわけであります。それから「詳細を確認した上で設置の可否を検討したい」という回答をいただいた自治体が341ございますので、この辺の検討状況についても、引き続きフォローしていきたいと考えております。

「地方版規制改革会議」の設置につきましては、当初から申し上げておりますように、各自治体に自主的にやってもらうものであって、決して国あるいは規制改革会議が強制するものではないということでございます。私どもとしては、自治体の主体的な動きを応援するというスタンスで今後もフォローアップしていきたいと考えております。

3点目の議題が「規制改革ホットライン」でございます。資料3-1に記載のとおり、ホットラインを開設して以来の受付件数が累計で4,400件となりました。所管省庁への検討要請は今期622件。前期まで含めた累計は2,591件でございます。今期の622件のうち、直近で検討要請を行ったものが228件ございます。その内容はお手元の資料を御参照ください。所管省庁からの回答状況は、今期になってから635件、累計で2,483件の回答をいただいているということでございます。

資料3-2は、昨年12月16日から今年の2月15日の間に、所管省庁から回答を得た253件について、それぞれワーキング・グループで検討いただいた結果、合計31件については、ワーキング・グループでさらに精査、検討をしていくことになりました。詳細は資料を御覧いただいたらと思えます。

これも、繰り返し申し上げていることですが、私ども規制改革会議としては、ホットラインを大変重視しております。過去3期の答申事項の約7割がホットラインに関連するものであったという事実が示すように、我々は、国民、企業から寄せられる御要望を、真摯にかつ確実にフォローアップしていきたいと考えている次第であります。

最後の議題は「規制レビュー」でございます。資料4-1のとおり、前回の報告から今日までの間に提出された規制シートが4件ございます。詳細は資料4-2を御覧ください。今期になりまして、75件の規制シートが提出されましたので、前期からの通算で125件になったということでもあります。

これにつきましても、繰り返しになりますが、私ども規制改革会議としては、各省庁が所管する規制について、環境変化に見合った対応を、より積極的、主体的にやってもらうことを狙って、この規制レビューというものを行っているわけでございます。その考え方にのっとり、引き続きしっかりとフォローアップしていきたいと考えております。

冒頭の私からの説明は以上でございます。何か御質問があればよろしく願いいたします。

記者 議題1の地方における規制改革についての資料にある「国としての対応の考え方（案）」ですが、これは今日をもって案が取れたと思ってよろしいのですか。

岡議長 はい。

記者 この中で、(3)は地方自治体によって異なる場合に、標準的な様式を国の法令で定めることを含むよう見直しを行うと、具体的な規制内容を国が定めるとあるのですが、これは国が全国で統一の規制内容を定めるということによろしいですか。

岡議長 これは事務局、補足してください。

事務局 自治法でそれぞれ定めて、それによって合理性がない、あるいは多大な支障が生じる場合には、国の法令で統一的な、具体的な内容を定めるという趣旨でございます。

記者 全国統一ということですか。

事務局 そうです。

記者 これはその次のページから具体的な事例が十何個かありますけれども、これは、この中では合理性がない、あとは経済活動に多大な支障が生じる場合というのは、特に何番が該当するとお考えなのかお聞かせください。

事務局 事例が二段階に分かれています。資料の2ページと3ページ目で簡単にそれぞれの事例を書いています14事例と、その中の五つの事例について若干詳しく書いてある参考1、2...という番号が右肩に付いているものがございます。最初の事例の14個につきましては、特段、何がどうだという形での色付けといたしますが、判断はしていない状態での事例を付けてございますし、その後の五つの参考1から参考5の事例につきましては、それぞれ論点という形で、これらについて合理性があるか。統一することについて検討すべきではないかということについて考えられる論点という形での御提示はしてあります。

ということですので、この段階で規制改革会議あるいは事務局としてどの事例が考え方のどれに該当するのかということまでを決めているわけではございません。資料の2ポツの冒頭にもございますとおり、それぞれ規制の所管省庁においてこのようなことを把握、検証していただくという形にしてありますので、ここで示しておる事例も含めて各省庁において御検討いただくというものでございます。

先ほどの議長からの御発言に1点補足しますと、案は取れたのですかということでもございましたけれども、議長から会議の中でも御説明がありましたとおり、今後、答申に向けて更に検討していくということかと思っておりますので、会議の議論としてはいろいろ御意見は出ましたけれども、各省庁の意見も聞こうという形でのひとまずの御議論があったというのが本日の議論の結果だったかと思えます。

岡議長 私から補足します。今日は、地方による規制のばらつきが経済活動に支障が出ているような場合は、地域間のばらつきを整理整頓すべきではないかということについて、5月か6月になるかはともかく、今期の答申に盛り込んでいこうということになりました。具体的事例を14挙げましたが、今すぐこれをどうこうというような形でやるのではなくて、何もないと分かりづらいので、事務局が14の事例をリストアップし、その中から五つばか

りはさらに掘り下げた参考資料として準備したものです。特に最初のフグのケースでは、地域によってこんなばらつきがありますねという実態を認識した上で、それを統一する方向に持っていくべきではないのでしょうかということに答申に盛り込むということについて、今日の会議で合意に至ったということです。

資料1の「2. 国としての対応の考え方(案)」については、いろいろな意見が出ましたので、もう少し手を入れようと思っています。個々の案件については、各所管省庁の考え方もありますから、例えば、フグであれば所管の省の御意見も伺いながら詰めていこうと思います。繰り返しになりますが、今日決まったことは、このような地域、自治体によってばらついている規制は整理していくべきではないかという答申をすることについて合意したと御理解いただきたいと思います。個々の案件をどうするかということについては、正にこれからであって、この事例集は今日の会議で、委員の皆さんがこんなケースがあるということを理解した上で議論をするために作成したものでございます。

記者 「国としての対応の考え方(案)」は、この内容に関しては特に問題はないわけですね。これは皆さんで合意しているのですね。

岡議長 先ほど私が言いましたように、いろいろな意見がありましたので、文章表現を多少変更することはありますけれども、大きな考え方については合意されたと理解していただいて結構です。

記者 確認なのですが、国としての対応の考え方というよりも、規制改革会議としての考え方と捉えた方がいいということですか。

岡議長 規制改革会議として、国としての対応をこのようにしたらいかがですかという意味です。我々規制改革会議としては、こうしたらどうですか、ということ国(所管省庁)に対して言おうということになるわけです。

事務局 補足しますと、先ほど申し上げましたとおり、2ポツのすぐ下のところですが、**「規制の所管省庁において、以下のような対応を取ることが考えられるのではないかと」**としておりますので、地方の規制が条例によってばらばらになっていることについて合理性がないものについて、所管省庁の方で把握とか検証、見直しを行うべきということを規制改革会議として考えておるということでございます。

記者 ありがとうございます。

これは、考え方によっては規制強化につながる可能性もあると思うのですが、そういうことはあり得るのでしょうか。

岡議長 今日、ある委員から、今おっしゃられたことと同じ指摘がございました。もし、強弱のある規制のばらつきを真ん中で統一するようなことになると、規制強化になってしまうところも出てくるのではないかという意見が出ました。私どもは基本的に、規制緩和という立場で対応していきたいと思っておりますので、ばらつきをなくした結果、規制強化につながるような方向に行かないような形にしてほしいという考え方を持っていますけれども、個別案件の各論になってくると、所管省庁のいろいろな考えもあるでしょうから、

部分的にそういうものが出てくる可能性が全くないかどうかということについては個々の案件で違ってくるかもしれません。

記者 先ほど特にこの五つ、フグとかクリーニング、保育園とかがありますけれども、特に岡議長が注目されているものというのは何かありますでしょうか。この三つの中で特に問題だとか、これはちょっと注目してほしいというものがあれば、どれか。

岡議長 規制強化になるおそれがあるという意味ですか。

記者 はい。

岡議長 今日の議論ではそこまで詰めておりませんが、そういう問題意識を持ってフォローアップしていきたいと思います。

記者 先ほど挙げていただいた9つの自治体をもう一度、繰り返しいただけますか。

岡議長 県レベルでは、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、徳島県。市区町レベルでは、群馬県前橋市、奈良県葛城市、東京都中野区、山梨県富士川町の9自治体です。

記者 このうちもう既に徳島県が表明していると。

岡議長 徳島県は4月中に設置しますと知事がおっしゃっています。

記者 この場合の積極的というのは、ほぼ彼らは設置すると見ていいのでしょうか。それとも、徳島県だけ率先してやったということになるのでしょうか。

岡議長 設置に関する回答と同時に、いろいろな御意見もいただいていますので、それから見ますと、私は、この9つの自治体は会議を設置する可能性はかなり高いと思っています。

記者 分かりました。

これは徳島県に聞けばいいのかもしれませんが、なぜ徳島県が一番手にここまで積極的に挙げたのでしょうか。今、消費者庁を招いたり、積極的ですが、徳島県で解決しなければいけない何か問題があるとか、そういう説明はあったのでしょうか。

岡議長 実は、今日の会議の中でもそういうやりとりがあったのですが、一つには、徳島県であれば知事であり、市であれば市長になるわけですが、首長さんのリーダーシップが大きな要素なのではないかという意見がございました。総合戦略を作って、それを実現するための阻害要因を取り除くためにやっていかなければいけない。もちろん問題のないところは特にやる必要はないわけですが、それ以前から、自分の県、市を立派な自治体に育て上げようという強い意思を持った首長さんがいるところが積極的に手を挙げている部分がある。そこには強いリーダーシップがあったのではないかと私は思います。

記者 前回の議論だと、今、国の標準的な様式となっていますけれども、指針、ガイドラインと言ってもいいのでしょうか。

岡議長 議題1の方ですか。

記者 議題1の方です。これは指針と言いかえてもいいわけですか。

岡議長 これも、ガイドラインを設けてもらった方がいいのではないかとということも我々は答申に入れようかということで議論したわけでありませう。

記者 (3)に出てくる標準的な様式を定めるよう見直しを行うというのは、イコールガイドラインではないのですか。

岡議長 (3)ですか。これはガイドラインではないです。

ちょっと事務局に。

事務局 この様式というのは、一番最後の8ページの保育所の入所の際の証明書の様式というものを参考5の資料として付けておりますけれども、規制自体は国の方、この場合で言うと、保育の必要性の認定という規制があるわけです。そのための証明書の様式というものを国の方で定めているわけではなくて、自治体がそれぞれ定めている。それがばらばらであることによって困っておられる方がいるということですから、その場合はその様式自体を自治体でそれぞれ定めるのではなくて、国の方で定めるということがこちらに書いてある趣旨でありますので、その様式自体を定めるのは、省令、政令など形はいろいろあると思いますけれども、いずれにせよ、国が何らかの方式で実際の様式の例を示すという意味です。

記者 すみません。ちょっと資料を読み間違えていました。いずれにせよ、全国で標準的な何か統一化できるような指針を作るべきだということを答申に盛り込む方針は今日決まったということですね。

岡議長 そうということです。(3)は(2)の、のケースについては、ガイドラインというよりも、国の法令で具体的な規制内容を定めるというような考え方で、(4)の一番最後のガイドラインとは使い分けているのですけれどもね。

記者 ほかに御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議長、記者会見を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

岡議長 どうもありがとうございました。

既に御存じだと思いますけれども、来週の月曜日、公開ディスカッションで民泊をやりますので、お時間があれば、是非御参加いただければと思います。